



市民交通災害 共済制度

よくある
質問

- Q1. 自転車で乗っていて、転びました。
共済の対象事故となりますか？
- A1. 対象になります。事故にあったらすぐに警察署へ届け出をしてください。
事故日から日数が経過すると交通事故証明書が出ない場合もあります。



市民火災 共済制度

よくある
質問

- Q1. 東大阪市に店舗がありますが、その店舗は加入できますか？
- A1. 店舗は対象になりません。ただし、店舗付き住宅に住んでいて、そこに住民登録している場合は、加入できますが、その住居部分の被害が対象になります。

交通・火災 共通の

よくある
質問

- Q1. 本人確認書類は必要ですか？
- A1. 市民共済に係る全ての手続き（加入を除く）に本人確認書類が必要です。
- Q2. 提出書類は写しでも請求できますか？
- A2. 原本のほか、保険会社等の原本証明があるものに限り受付します。

- Q2. 歩いていて、転んで骨折しました。共済の対象になりますか？
- A2. この場合は、対象となりません。あくまでも交通事故が対象です。
- Q3. 息子が他市へ引越ししました。無効になりますか？
- A3. 共済期間中は、他市に転出して交通災害共済に限り対象となります。
- Q4. 駐輪している自転車で歩行中接触しケガをしました。共済の対象ですか？
- A4. 対象とはなりません。交通用具でも走行中等、動いていなければ対象外となります。

- Q2. 火災により家財道具が燃えてしまいました。対象になりますか？
- A2. 家財道具のみの被害は、対象となりません。
- Q3. 同一建物に2世帯で居住しています。それぞれで加入できますか？
- A3. 住民票の世帯ごと加入・請求が可能です。ただし、自身の住居部分（共用部分含む）への被害に対してのみ請求が可能です。
- Q4. 台風・大雨で家に被害が出ましたが、対象になりますか？
- A4. 地震や台風等の天災地変による被害は対象になりません。

加入申込書の書き方

- ①「住所欄」は、現に居住し、住民登録をされている住所を記入してください。
- ②「世帯主」欄は、住民登録をされている世帯主の方を記入してください。
※必ずフリガナと生年月日も記入してください。

令和7年度 東大阪市民 交通災害共済 火災共済 加入申込書

住 所	東大阪市 荒本北1丁目1番1号	世帯主	東大阪 太郎
電話(06) 4309-3000		生 年 月 日	大 昭 平 令 48年11月18日

No.	フリガナ		生 年 月 日	会 費 欄
	氏 名	タ ロウ		
1	ヒガシオオサカ	太郎	大 昭 平 令 48年11月18日	火災共済 1口 2口 3口 600円 1,200円 1,800円
2	ヒガシオオサカ	花子	大 昭 平 令 53年 6月12日	交通災害共済 1人 2人 3人 600円 1,200円 1,800円
3	ヒガシオオサカ	次郎	大 昭 平 令 12年 2月17日	火災共済 4人 5人 2,400円 3,000円
4	ヒガシオオサカ	佳子	大 昭 平 令 14年 5月27日	会費合計 4,200円
5			年 月 日	以下のとどちらかに添付する方がいる場合、右にチェックをお願いします。 ●前年度(令和6年度)未加入 ●前年度(令和6年度)加入していたが不明

- ⑤世帯主を含め、交通災害共済に加入される方全員の氏名、フリガナ、生年月日を記入してください。
- ⑥会費の合計金額を記入してください。
※金額の訂正のないよう、正しく計算の上記入してください。
- ※交通災害共済に加入されない場合は、記入しないでください。
- ⑦前年度加入されていない方がいる場合、もしくは分からない方がいる場合は、チェックしてください。

※3枚目の用紙に写るようボールペンで強く記入してください。
※申込は別途同封の加入申込書に記入の上、会費を添えて提出してください。

●お問い合わせ … 市民生活部 市民生活総務課(市役所5階) TEL 06-4309-3158
FAX 06-4309-3812

令和7年度

交通災害共済 火災共済



1人につき
600円
(年間)

交通災害共済

- 死亡見舞金最高額 200万円
- 通院見舞金最高額 20万円

注意！

大阪府自転車条例で加入が義務付けられている自転車保険等ではありません。

1口につき
600円
(年間)

火災共済

- 共済見舞金最高額 150万円
- 死亡弔慰金 100万円

注意！

地震や台風、その他の天災地変による火災等は対象となりません。

電子申請も利用できます！



近くに窓口がない方や、行く時間がない方などぜひご利用ください。

令和7年度加入申込(予約受付)



※クレジットカード、ID決済のみ対応
※電子申請による予約受付は令和7年3月22日(土)で締切ります。

その他の手続き



【電子申請が可能な手続き】
・見舞金等請求手続き
・会員証記載事項変更届
・会費減免申請(就学援助対象世帯)

東大阪市民共済 電子申請 検索

※初めて電子申請をご利用される方は事前に登録が必要です。

共 済 期 間：令和7年4月1日(火)から令和8年3月31日(火)まで
※途中加入の場合は、加入申込の翌日から

予 約 受 付：令和7年2月3日(月)から令和7年3月31日(月)まで

受 付 窓 口：①各行政サービスセンター ②市役所(5階) 市民生活総務課

③市内の主な金融機関 ④電子申請(令和7年3月22日(土)まで)

※りそな銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、ゆうちょ銀行直営店及び郵便局は取扱いません。

4月以降も ①各行政サービスセンター ②市役所(5階) 市民生活総務課で、随時受付しています。

東大阪市

火災共済制度のあらまし

共済期間

本市に居住し、住民登録をしている世帯主の方です。
※以下のいずれかに該当する場合は加入できません。

- ・加入申込書に記載の住所に住んでいない場合
- ・加入申込書に記載の住所に住民登録をしていない場合

対象となる火災等

1世帯1口1年分600円です。(ただし、1世帯3口を限度とします。)
途中加入の場合、加入日の翌日の属する月により会費が異なります。
(例: 4月30日加入の場合⇒5月1日から有効なので会費は550円)

月	予約時 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会費 (円)	600	550	500	450	400	350	300	250	200	150	100	50

見舞金等

區分級

会員資格、事故内容、請求内容に疑義が生じた際には調査を行います。会員様におかれましては、調査のご協力をお願いいたします。万が一、ご協力いただけない場合は、見舞金支給が遅れたり、支給できない場合があります。

- 共済見舞金は実際に入院および通院された日数（実治療日数）に応じてお支払いします。
- 特1級および1級については事故発生日より180日以内に死亡した場合に限り見舞金をお支払いします。
- 同一日に複数の医療機関で治療を受けた場合は1日と算定します。
- 入院付加金は10日以上入院された場合、入院日数に応じてお支払いします。

区分	級	内 容	金額(1口につき)
共済見舞金	1	対象建物の延べ面積の70%以上焼失または損壊	1,500,000円
	2	対象建物の延べ面積の20%以上70%未満焼失または損壊	800,000円
	3	対象建物の延べ面積の10%以上20%未満焼失または損壊	250,000円
	4	消火活動に伴い対象建物の延べ面積の50%以上冠水	120,000円
	5	消火活動に伴い対象建物の延べ面積の20%以上50%未満冠水	50,000円
	6	対象建物の延べ面積の10%未満焼失または損壊	20,000円
死別給付		死亡1人につき(会員または住民票上で同一世帯の親族にかぎる)	1,000,000円

※火災等があった日(死亡の場合は死亡の日)から1年を過ぎると請求できません。
(例:令和7年4月1日の被害の場合⇒令和8年4月1日まで請求可能)

見舞金の請求手続き

世帯主が次の書類（原本）を添えて請求してください。

ただし、請求者が代理人の場合には委任状が必要です（所定の用紙は各行政サービスセンターまたは市役所（福祉）市民生活総務課にありまします）

- (1) 会員証兼領収書（電子申請で加入された場合は不要です。）
- (2) 1 災証明書（消防局長が発行したもの）
- (3) 来庁者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）

死亡の場合は上記のほか、次の書類が必要です。

- (4) 死亡診断書または死体検案書
- (5) 請求者と死亡人との続柄等が確認できる書類（戸籍簿本や除籍簿本など）
- (6) 住民票の写し（世帯全員）
- (7) 共済見舞金等請求代表者届

※死亡の場合は、その他の書類が必要となる場合がありますが、必ず市民生活総務課にお問い合せください。

見舞金の請求場所

各行政サービスセンター、市役所(5階)市民生活総務課または電子申請で手続きしてください。

※交通事故発生の日から2年を過ぎると請求できません。(例:令和7年4月1日の事故の場合⇒令和9年4月1日まで請求可能)
1つの事故に対して請求できるのは1回限りです。

見舞金の請求手続き

本人が次の書類(原本)を添えて請求してください。ただし、請求者が代理人の場合は委任状が必要です(所定の用紙は各行政サービスセンターまたは市役所(5階)市民生活総務課にあります)。なお、事故当該人が未成年の場合は、親権者の方から請求してください。

- (1) 会員証兼領収書（電子申請で加入された場合は不要です。）
(2) 自動車安全運転センターの発行する交通事故証明書
(3) 次の①②が記載された医師の診断書（所定の用紙は各行政サービスセンターまたは

市役所(5階)市民生活総務課にあります。)

①実治療日数(治療日)及び入院(入院日)の日数が明記されているもの
 ②事故発生後7日以内に医師の治療を受けたもの

※令和5年4月1日以降の事故で共済見舞金10級の請求の場合は、領収書その他治療の事実が確認できるものでも可

- (4) 来庁者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）
死亡の場合は上記のほか、次の書類が必要です。
- (5) 死亡診断書または死体検案書
- (6) 請求者と死亡人との続柄が確認できる書類（戸籍謄本や除籍謄本など）
- (7) 共済見舞金等請求代表者属

以下の場合、**事前**に必ず市民生活総務課へお問い合わせください。
○死亡による請求

※提出していただく書類については、原本をお返しすることも可能です。
※見舞金等の支給は災害を受けた会員または請求者名義の金融機関口座へ振込みとなりますので、金融機関名・支店名・口座番号がわかるものをお持ちください。

見舞金の請求場所

各行政サービスセンター、市役所(5階)市民生活総務課または電子申請で手続きしてください。

※請求書・診断書・委任状等については下記のURLからもダウンロードいただけます。

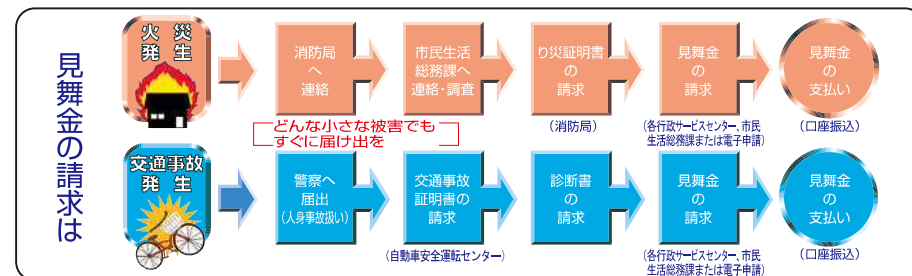


申請書等ダウンロード
https://www.city.higashiosaka.lg.jp/soshiki/9-1-0-0-0_16.html

自転車の自損事故
でも**交通事故証明書**が
必要です。
**その日のうちに、
警察署に届け出を!**



火災があったら被害の
大小にかかわらず
その日のうちに消防
局に届け出を!



※他の民間会社の保険等に関係なく見舞金等をお支払いいたします。
 なお、他の民間会社の保険等を契約されている場合、詳しくは、契約保険業者へお問い合わせください。